

高福第222-1号

令和3年6月4日

各通所系サービス事業所 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長

岸田 正寿（公印省略）

### 施設職員を対象としたPCR検査の通所系事業所への対象拡大について

埼玉県では、令和3年5月20日から新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、定期的な検査の受検を要請しています。

このたび、入所系施設を対象として実施していたPCR検査の対象施設・事業所に下記のとおり通所系事業所を加える方向で準備を進めることになりました。

つきましては、検査を希望する通所系事業所においては、下記事項及び県HPを確認いただき、令和3年6月11日（金）までに申し込んでください。

### 記

1 対象施設 （政令市・中核市を除く）

【入所系：従前より実施】

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、  
介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、  
有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、  
認知症対応型共同生活介護、地域密着型特別養護老人ホーム

【通所系：今回拡大した事業所】

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、  
認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、  
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、短期入所生活介護、  
短期入所療養介護

2 対象者 上記1の施設・事業所に勤務する者（派遣職員や委託職員（厨房・清掃・宿直）、事務職員、ドライバーも含みます。）

3 検査期間 令和3年7月以降 月に2回実施

4 検査費用 無料

5 申込方法 埼玉県ホームページを御覧ください。  
[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shisetsu\\_pcr.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shisetsu_pcr.html) ページ番号：189373  
(さいたま介護ねっとの6月4日付け新着情報からもアクセスできます。)

6 検査の結果、陽性と判定された際に受診する医療機関を事前に決めておくとともに、  
嘱託医等の協力体制を整えていただきますようお願いいたします。

#### 7 検査協力事業所の公表

検査に申し込みいただいた施設を感染対策に積極的に取り組んでいる事業所として、  
申込事業所を県HPにて公表させていただきます。(「公表可」と回答いただいた事業所のみ)

#### 8 その他

##### (1) 令和3年5月12日～5月29日検査実施状況

検査実施	陽性者	陽性率
41,788人	6人	0.01%
1,008施設	6施設	

(2) 既にPCR検査を実施している入所系施設に併設されている通所系事業所は、  
本体施設での取りまとめをお願いします。(本体施設でお申込み、検査キットの  
送付、検体回収となります。)

このため、併設事業所の職員の検査申込みについては、今回の申込に併設通所  
系事業所単体で申し込むのではなく、入所系施設あてに6月1日に送付したメー  
ルに返信する方法で申し込んでください。

(3) 通所系事業所の検査に要する費用については、今後補正予算措置を行う予定で  
す。対象事業所の追加についての正式な決定は、補正予算成立後になりますが、  
7月からの検査に間に合うよう、今回、申込希望の受付を行うものです。

担当：施設・事業者指導担当  
電話：048-830-3247